

指導行政のポイント

動き出した“構造改革特区”

菱村 幸彦

さる10月11日、政府は「構造改革特区推進のためのプログラム」を公表した。このなかには文部科学省関係の規制改革も含まれている。

特区の成果をみて全国に拡大

構造改革特区とは、地域を限定して規制緩和の措置をとり、構造改革のモデルケースにしようとする政策だ。思い切った規制改革の実現を図るため、全国一律の実施にこだわらず、特定地域に限定して、規制改革を行い、その成果をみて全国的な規制改革につなげようというわけである。

政府は、本年6月、内閣府に構造改革特区推進本部を設け、地方公共団体の具体的な提案等を踏まえて、制度改革の具体化について推進することを閣議決定した。

内閣府が本年8月締切りで構造改革特区で行う政策について公募したところ、地方公共団体や民間事業者等から約900項目に及ぶ規制改革の提案が寄せられた。

政府は、これらの提案について総合規制改革会議に諮りつつ、検討を進めた結果、10月11日に「構造改革特区推進のためのプログラム」を決定し公表した。

教育関係では、188項目の提案が寄せられ、文部科学省はこのうち15項目を対応可能としてプログラムに登載した。リストにあがった数が少ないのは、提案の大半が現行の制度内で実施できるものであったためである。

文科省と内閣府との間で最後まで意見が対立したのは、「学校経営の株式会社化」であった。最終的には文科省の意見に沿って、リストから外されている。

初中関係ではこんな特例措置が

特例措置として掲げる15項目のうち7項目は大学・学術関係で、初等中等教育関係は8項目である。その主なものは、次のとおりだ。

「構造改革特区研究開発学校制度（仮称）」による、小中高一貫教育の実施、教科の自由な設定、学習指導要領の弾力化

不登校児童・生徒を対象とした新しいタイプの学校の設置

引きこもり状態にある不登校児を対象とするITを活用した学習活動の可能化

他の高校で修得した単位数の互換の上限の緩和
幼稚園入園年齢制限（3歳）の緩和、幼稚園と保育所の一体的運用の促進

市町村で採用する教員に係る教員免許状の授与手続きの簡素化

市町村費負担教職員の任用の制度化

今後のスケジュールとしては、この臨時国会に構造改革特区法案を提出し、法律の早期制定を目指している。法案成立後、政府は、すみやかに構造改革特区に関する基本方針を決定し、具体的実施を推進する。また、特区法案成立後1年以内に構造改革特区において実施される規制の特例措置の効果や影響等を評価するための体制を定め、特例措置の実施についてフォローアップを行う予定である。

今回の特例措置は、構造改革特区の第一弾である。来春には、再度公募を行って新たな構造改革特区の指定を行うこととなっている。

（ひしむら・ゆきひこ＝公立学校共済組合理事長）

好評！教職研修‘02情報版 資料CD添付

好評新刊案内(10月19日発売) 教育開発研究所刊

新教育課程実践事例集 No.4
通知表工夫・記入事例集

A5判 220頁・定価2415円

ピンポイント新教育課程実践 No.4
事件・事故を回避する50のポイント

B5判 200頁・定価2500円